

第三十三号議案

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。  
第二条に次の一項を加える。

2 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正を踏まえ、会計年度任用職員の服務の宣誓に係る規定を設ける必要がある。